

SHAKAI HOKEN TOYAMA

社会保険 とやま

Toyama Social Insurance Association Inc Bimonthly Magazine

CONTENTS

「日本年金機構」からのお知らせ

- ▶ 月額変更届の提出について
- ▶ 賞与支払届の提出をお忘れなく
- ▶ 「わたしと年金」エッセイを募集しています

「協会けんぽ」からのお知らせ

- ▶ ジェネリック医薬品の使用割合について
- ▶ とやま健康企業宣言に関する取組について

「社会保険協会」からのお知らせ

- ▶ 「冬季温水プール・トレーニング」利用補助券のご案内
- ▶ 第25回ビーチボール大会の参加者募集について
- ▶ 平成29年度事業報告及び決算について

キラメキカラ in TOYAMA



長津 真さん
医療法人社団平成会
桜井病院
リハビリテーション科
副主任

人の数だけ、 リハビリがある。

病棟入院者・外来通院者に対し、在宅復帰に向けたさまざまなリハビリテーションを行う。「患者さんやご家族の希望に、いかにしてお応えすることができるか。正解は1つではなく、医療の立場からより良い答えを模索する毎日です。」現場の他職種とカンファレンスを開き、最善の対処をめざす。「できること」を増やすため、今年、糖尿病療養指導士の資格も取得した。「理学療法士の視点から、療養チームの一員として協力し糖尿病治療に従事しています。」と資格をフルに活用。自己学習や学術大会で得た知識を日々のリハビリテーションに活かし「どんな小さなことでも役に立てたことや、感謝の言葉をいただいた時にやりがいを感じます。」そんな彼のリフレッシュ方法は自転車。晴れた日には約10kmの通勤路を20分程で走り、到着する頃には心地よさを感じるそう。「これは糖尿病の運動療法で効果があるとされていて、指導している内容を実感できるという利点もあります。」どこまでも仕事熱心な人なのである。



月額変更届の提出について

【手続内容】

昇給や降給等があり、被保険者の固定的賃金の変動に伴って、報酬が大幅に変わったときは、毎年1回行う定時決定を待たずに標準報酬月額を見直します。この見直しによる決定を随時改定といい、次の3つの条件を全て満たす場合に行います。

- ①昇給または降給等により固定的賃金に変動があった。
- ②変動月から3ヵ月間に支給された報酬(残業手当等の非固定的賃金を含む)の平均月額に該当する標準報酬月額と、これまでの標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じた。
- ③変動月以後の継続した3ヵ月のいずれの月も、支払基礎日数が17日以上である。

随時改定に該当する被保険者がいる場合、事業主は『被保険者報酬月額変更届/70歳以上被用者月額変更届』により当該被保険者の報酬月額等を速やかに提出してください。

◆固定的賃金とは？

- 支給額や支給率が決まっているものをいいます。
- (例) 基本給・家族手当・通勤手当・住宅手当・役付手当など

◆固定的賃金の変動には次の場合が考えられます

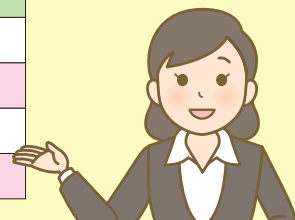
- 昇給(ベースアップ)、降給(ベースダウン)。
- 請負給、歩合給等の単価、歩合率の変更。
- 給与体系の変更(日給⇒月給への変更等)。
- 住宅手当、役付手当等の固定的な手当の追加、支給額の変更。
- 日給や時間給の基礎単価(日当、単価)の変更。

◆注意したい点

- 非固定的な手当の新設は、固定的賃金の変動に該当します。
- 現物給与の価格の改定は、固定的賃金の変動に該当します。
- 固定的賃金の変動がなく、非固定的賃金のみの変動によって2等級差が生じた場合は、随時改定には該当しません。
- 2等級以上の差が生じた場合でも、固定的賃金が上がったものの、非固定的賃金が下がり変動後の標準報酬月額が下がったなど、逆の結果となった場合は、随時改定には該当しません。



固定的賃金	変動後の標準報酬月額	随時改定
上がった↗	上がった↗	該当○
	下がった↘	不該当×
下がった↘	下がった↘	該当○
	上がった↗	不該当×



【提出について】

提出先	①金沢広域事務センター 〒920-8626 金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル8F ②管轄の年金事務所
提出方法	郵送・窓口持参・電子申請(届出用紙以外に電子媒体による提出が可能です) ※届書等はできるだけ金沢広域事務センターへ直送をお願いします。

賞与支払届の提出をお忘れなく

【手続内容】

賞与についても健康保険・厚生年金保険の毎月の保険料と同率の保険料を納付することになっています。

事業主が被保険者へ賞与を支給した場合には、支給日より5日以内に『被保険者賞与支払届／70歳以上被用者賞与支払届』により支給額等を届出します。この届出内容により『標準賞与額』が決定されます。

これにより賞与の保険料額が決定されるとともに、被保険者が受給する年金額の計算の基礎となるものですので、適切な提出をお願いします。

対象となる賞与

賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるもののうち、7月1日前の1年間を通じ、3回以下の支給のものをいいます。

なお、年4回以上支給されるものは、標準報酬月額の対象とされます。また、労働の対償とみなされない結婚祝金等は対象外です。

【届出用紙の送付】

届出用紙(賞与支払届等)については、日本年金機構に登録されている賞与支払予定月の前月に、被保険者の氏名・生年月日等を印字したものを事業所宛に送付しております。

※送付された届出用紙は、賞与の支払いがなかった場合でも、賞与支払届総括表のみの届出(不支給)が必要です。



「わたしと年金」エッセイを募集しています

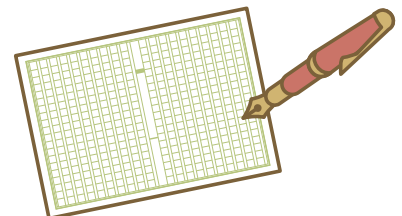
日本年金機構は、厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」と位置付け、国民の皆さまに年金制度に対する理解を深めていただくため、公的年金制度の普及や啓発活動を展開しています。

その取組みの一環として、広く皆さまから「わたしと年金」をテーマにしたエッセイを9月14日(金)まで募集しています。応募者ご自身やご家族の公的年金制度との関わり、公的年金の大切さや意義など、公的年金に関するエピソードを盛り込んだ内容であれば、何でも結構です。たくさんの応募をお待ちしています。

なお、募集要領は日本年金機構ホームページでご確認ください。

平成30年度 わたしと年金

<http://www.nenkin.go.jp/>



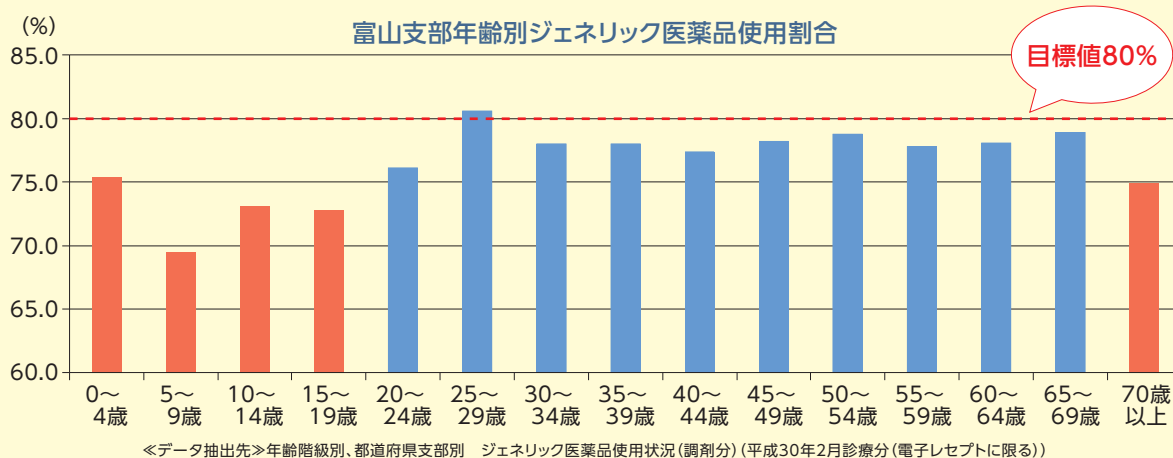
ジェネリック医薬品の使用割合について

協会けんぽでは、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及に向け取り組んでいます。

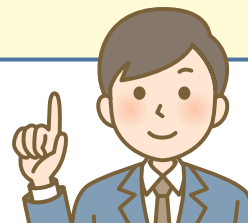
現在、国ではジェネリック医薬品の使用割合について、「平成32年9月までにジェネリック医薬品の使用割合を80%」と目標設定し、行政、医療保険者（協会けんぽ等）、医療機関、調剤薬局等関係者による取組を進めているところです。

少子高齢化が進む日本では、年々医療費は右肩上がりです。今後も医療費の増大が予想されます。ジェネリック医薬品の使用は、膨らむ医療費を抑える私たちができる一つの手段であり、日本の優れた医療保険制度を次の世代に引き継いでいくためにも重要な取組の一つです。

しかし、全国的に見ても0～19歳と70歳以上の年齢層においては、その他の年齢層と比べてジェネリック医薬品の使用割合は低い状態にあります。



ジェネリック医薬品は、先発医薬品と効き目・安全性が同等であると国から認可されただけでなく、**大きさ・におい・味**なども改良されて、より飲みやすくなっています。



お子様や高齢者の方でもジェネリック医薬品は安心して使えます

医療費の窓口負担が1割や2割または無料でも、ジェネリック医薬品に切り替えることによって、医療費が抑えられ、皆様の**健康保険料や税金の負担軽減につながります。**

ジェネリック医薬品に切り替えるには？

医師・薬剤師の皆様へ
ジェネリック医薬品を
希望します。

まずは、かかりつけの医師または薬剤師に相談してみましょう。

また、ジェネリック医薬品の希望を医師や薬剤師にお伝えしやすくするため、保険証やお薬手帳に貼ってお使いいただける「ジェネリック医薬品希望シール」を作成・配付しております。※枚数に限りがあります。

お問い合わせ先

企画総務グループ TEL 076-431-6156

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/toyama>

とやま健康企業宣言に関する取組について

昨今、働き方改革のひとつとして健康経営が大変注目されています。現在、当支部において、平成30年7月18日時点で、197社の事業所の皆様に宣言いただき、健康経営に取り組んでいただいています。また、協会けんぽでは、皆様の健康経営の取組をサポートする活動に取り組んでいます。



●富山支部のとやま健康企業宣言に関する取組について

Step1の取組事例集を作成しました

- 健康経営を進めていく中で、「どんなことに取り組んだらよいかわからない」「何から始めてよいかわからない」という声をいただき、事例集を作成しました。ぜひご活用ください。



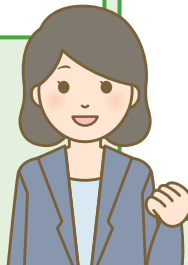
事例集は、協会けんぽ富山支部ホームページからダウンロードできます。また、ご依頼があれば、お送りいたします。

今後も、事業所の皆様が健康経営に取り組んでいただけるよう、精一杯サポートいたします。また、新たにエントリーする事業所様も募集しています。

エントリーの方法

当支部のホームページより、「健康企業宣言Step1応募用紙」をダウンロードし、必要事項をご記入いただき、FAXでお送りください。送付先:076-431-5274(FAX)

※「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。



東京海上日動火災保険株式会社

(平成30年3月12日締結)

立山山麓家族旅行村 (平成30年4月5日締結) 覚書を締結しました

〈協力・連携事項〉

▼東京海上日動火災保険株式会社

- 宣言企業への健康経営や健康づくりに関するセミナーの提供
- 宣言企業へのメンタルヘルス相談窓口（メンタルケア・ホットライン）の提供

▼立山山麓家族旅行村

- 宣言企業の被保険者（ご本人）様、被扶養者（ご家族）様への優待（一部バーベキューセットの割引 ※条件あり）

※今回の覚書は、健康企業宣言富山推進協議会として締結いたしました。



メールマガジン会員募集しています

健康保険制度に関する各種手続きや制度改正などの最新情報、健康づくりに関するタイムリーな情報をお届けするためにメールマガジンを配信しています。また、被扶養者（ご家族）様向けに集団健診やがん検診の日程等もお知らせしています。

どなたでも無料でご利用いただけますので、ぜひご登録ください。

右の二次元コードから簡単に登録ページにアクセスできます▶



お問い合わせ先

企画総務グループ TEL 076-431-6156

<http://www.kyyoukaikenpo.or.jp/shibu/toyama>



平成30年度 冬季温水プール・トレーニング 共通利用補助券のご案内

家にこもらないで、
さあ、みんなで冬のトレーニングに
出かけましょう!

利用対象者 協会会員事業所の事業主、
被保険者及び被扶養者

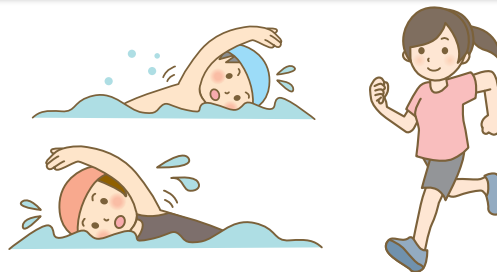
申込方法 4月号に同封の申込用紙に記入されるか、右
記様式にて申込書を作成してください。(申
込書は当協会ホームページの「各種申込書」
より印刷することもできます)
返信用封筒に切手(*下表参照)を貼付し、宛
先をご記入のうえ申込書と併せて当協会ま
で郵送してください。
※当協会へ直接取りに来られる場合は、事前に
FAXしてください。(FAX 076-433-3664)
※補助券の発送は、9月20日からです。

ご利用期間 平成30年10月1日～平成31年2月28日まで

ご利用方法 利用補助券に事業所名、氏名、利用年月日を
記入して、利用される下記施設に提出のうえ、
会員利用者負担金をお支払いください。

申込様式

冬季温水プール・トレーニング 共通利用補助券申込書		
事業所名		
事業所所在地 〒		
協会会員番号		(例) 1-3373
電話番号	FAX番号	
担当者名	希望枚数	枚



施設名	対象者	利用時間	一般利用料→ 会員利用料	利用可能エリア
とやま健康パーク(富山市)	高校生以上	1時間	510円 → 210円	プール・トレーニングジム・浴室
		2時間30分	1,030円 → 730円	
		1日	1,540円 → 1,240円	
自遊館リフレッシュプラザ(富山市)	中学生以上	1日	1,550円 → 1,050円	プール・トレーニングジム・スタジオ・浴室
スポーツドーム エアーズ本館(高岡市)	高校生以上	1日	2,700円 → 1,130円	プール・トレーニングジム・浴室
タラソピア(滑川市)	16歳以上	1日	850円 → 450円	ダイナミックゾーン
らくち〜の(朝日町)	中学生以上	1日	1,150円 → 850円	プール・トレーニングジム・浴室
桜ヶ池クアガーデン(南砺市)	中学生以上	1日	1,500円 → 900円	プール・浴室
常願寺ハイツ(立山町)	高校生以上	2時間	650円 → 350円	プール・トレーニングジム・浴室

各補助券共通事業所規模上限枚数

事業所規模	上限枚数	切手料金	事業所規模	上限枚数	切手料金	事業所規模	上限枚数	切手料金	事業所規模	上限枚数	切手料金
1~9人	10枚	82円	50~99人	40枚	92円	300~399人	100枚	140円	750~999人	250枚	250円
10~29人	20枚	82円	100~199人	50枚	92円	400~499人	150枚	205円	1,000人以上	300枚	250円
30~49人	30枚	92円	200~299人	80枚	140円	500~749人	200枚	250円			

利用補助券については、配布枚数を事業所規模(賛助会費区分)に応じ、上表のとおり上限枚数を設定させていただきますので、ご理解をお願いいたします。
*発行枚数に限りがありますので、なくなり次第配布を終了させていただきます。

お申し込み・お問い合わせ

一般財団法人 富山県社会保険協会
〒930-0805 富山市湊入船町3-30 KNB入船別館2F

TEL 076-433-3663
FAX 076-433-3664

第25回 健康保険 ビーチボール大会

ビーチボールは性別・年齢問わず楽しめるスポーツです。
チームで汗をかいてストレス解消しましょう!

- 日時** 平成30年10月6日(土) 開会式 9時～
- 会場** 富山県総合体育センター(富山市秋ヶ島183)
- 参加資格** 協会管掌・組管掌健康保険の被保険者
- 競技区分** 混合の部(試合に出場する男性が2名以内であること)
※1事業所につき申し込みは4チームまでとさせていただきます。
- 参加料** 1チームにつき 会員事業所 1,000円(傷害保険料含)
非会員事業所 3,000円(傷害保険料含)
●参加された各チームに参加賞をお渡しします。
●トーナメント毎に優勝、準優勝、3位(2チーム)を表彰します。
- 適用規則** 日本ビーチボール協会認定ルール適用
- 実施要項** 要項は、当協会ホームページの最新情報に掲載しますので、ご確認ください。
(<http://www.shaho-toyama.or.jp/>)
ホームページをご覧になれない方は、当協会までご連絡ください。
※ビブス(ゼッケン)の貸出はしませんので、各チームで用意してください。



参加者募集!

申込期限
9月18日(火)

- チーム編成**
- 同一事業所に勤務する人で編成することとし、1チームのメンバーは7名以内となります。
 - 7名登録の場合、監督は選手を兼ねることができます。
 - 大会当日、選手は必ず下記のゼッケン番号を前後に表示してください。
 - 同一者を複数のチームに登録することはできません。
 - 同一事業所でのチーム編成が困難な場合、2以上の事業所が連合して1チームを編成することができます。
この場合は上記の参加資格と次の条件を満たしていなければなりません。
- ※登録メンバーのうち1/2以上のメンバーが同一事業所であること。
(7名の場合4名以上、6名の場合3名以上、5名の場合3名以上、4名の場合2名以上)



申込様式

ふりがな					
チーム名	※必ず事業所名としてください。略しても結構です。 同一事業所で複数参加の場合は語尾にA・B… とつけてください。				
事業所名		協会番号	(例) 1-3373		
事業所住所	〒 -				
電話番号	() -	FAX番号	() -		
代表者名		代表者連絡先	() -		
ゼッケン番号	氏名	性別	年齢	被保険者証番号	
1	監督				
2	主将				
3					
4					
5					
6					
7					

一般財団法人 富山県社会保険協会 平成29年度事業報告及び決算報告

会員の皆様には、当協会の事業運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
5月に理事会(書面表決)、6月4日に理事会及び評議員会を開催し、平成29年度の事業報告並びに収支決算について慎重に審議が行われ、いずれも原案どおり可決承認されました。

平成29年度 事業報告(概要)

1 制度の啓発事業

- (1) 広報紙「社会保険とやま(年6回発行)」を事業所及び関係機関に配付し、社会保険制度の周知・啓発に努めた。
- (2) 協会のホームページに広報紙や新着情報を掲載し制度の啓発や健康づくり事業等の促進に努めた。
- (3) 6月には、健康保険適用・給付関係、9月には、年金・労働保険関係、11月には、新任事務担当者講習会を実施した。

2 健康づくり事業

- (1) 職場に保健師、運動指導士等を派遣する「健康講習会」、「健康体操」又、「健康体操」を利用できない被保険者の方々を対象とした個人講座「ヨガ講座」を実施し、被保険者の意識の向上と健康づくりを実践した。
- (2) 被保険者等の健康の保持増進を図るため、ポウリング教室、ビーチボール大会を実施した。

3 福利厚生事業

「山の家」「海の家・プール」「スキーリフト」「室堂直行バス」「黒部峡谷鉄道」「宿泊施設」「県外宿泊施設」「冬季温水プール・トレーニング」「美術館(企画)観覧」「ポウリング場」「ジップラインアドベンチャー立山」「健康づくりDVDの貸出」「東京ディズニーリゾート」の利用補助事業を実施した。

4 支援事業

事業所の事務担当者、年金委員及び健康保険委員の資質の向上を図るため、社会保険制度の参考図書や県社会保険委員会連合会に対し助成を行った。

平成29年度正味財産増減計算書 (平成29年4月1日～平成30年3月31日)

【経常増減の部】

(単位:円)

経常収益	基本財産運用益	10,164
	特定財産運用益	57,536
	受取会費	38,077,522
	事業収益等	2,161,800
	経常収益計	40,307,022
経常費用	制度の啓発事業費	17,805,629
	健康づくり事業費	9,268,550
	福利厚生事業費	7,592,557
	支援事業費	1,950,606
	管理費	3,011,301
	その他費用	5,878,218
	経常費用計	45,506,861
	当期経常増減額	△5,199,839

【経常外増益の部】

(単位:円)

経常外収益	0
経常外費用	0
当期経常増減額	0
当期一般正味財産増減額	△5,199,839
一般正味財産期首残高	118,992,520
一般正味財産期末残高	113,792,681

(詳しくは、当協会ホームページをご覧ください。)

日本年金機構からのお知らせ

平成30年9月・10月の年金出張相談所

相談時間 午前10時～午後3時

- 基礎年金番号通知書・年金手帳、年金証書、各種通知書や印鑑等をご持参ください。
- 代理の方がお越しになる場合は、委任状をお持ちください。
- 個人情報保護のため、本人確認にご協力願います。

富山管内

大沢野行政サービスセンター	9月 14日(金)	10月 12日(金)
大山地域市民センター	———	10月 10日(水)
八尾健康福祉総合センター	9月 5日(水)	10月 3日(水)
婦中行政サービスセンター	9月 21日(金)	10月 19日(金)

高岡管内

氷見市役所	9月 12日(水)	10月 10日(水)
氷見商工会議所	9月 26日(水)	10月 24日(水)
射水市役所	9月 18日(火)	10月 16日(火)

魚津管内

滑川市役所	9月 13日(木)	10月 11日(木)
上市町働く婦人の家	9月 25日(火)	10月 23日(火)
立山町民会館	9月 6日(木)	10月 4日(木)
入善町役場	9月 20日(木)	10月 18日(木)
朝日町役場	9月 19日(水)	10月 17日(水)

砺波管内

小矢部市役所	9月 4日(火)	10月 2日(火)
城端行政センター	9月 11日(火)	10月 9日(火)
福光行政センター	9月 27日(木)	10月 25日(木)

年金相談の時間延長のご案内

各年金事務所・富山年金相談センターでは、月曜日の夜間や第2土曜日にも年金相談ができます。ぜひご利用ください。

- ① 毎週月曜日(祝日の場合は翌日) 午後7:00まで時間延長 ② 毎月第2土曜日 午前9:30～午後4:00

ねんきん定期便についてのお問い合わせは

「ねんきん定期便専用ダイヤル」へ **0570-058-555**

- 受付時間 月～金曜日 午前9:00～午後8:00 IP電話・PHSは 03-6700-1144へ
- 第2土曜日 午前9:00～午後5:00

年金について的一般的なお問い合わせは

「ねんきんダイヤル」へ **0570-05-1165**

- 受付時間 月曜日 午前8:30～午後7:00(休日の場合を除く)
- 火～金曜日 午前8:30～午後5:15 IP電話・PHSは 03-6700-1165へ
- 第2土曜日 午前9:30～午後4:00

富山年金事務所 **076-441-3926**高岡年金事務所 **0766-21-4180**

受信後は、ご案内のアナウンスが流れます。ご希望の番号を選択いただくことで担当へのお取次ぎいたしますので、その後、ご用件を申し付けください。

魚津年金事務所 **0765-24-5153**砺波年金事務所 **0763-33-1725**

【発行】一般財団法人 富山県社会保険協会 富山市湊入船町3-30 TEL 076-433-3663 FAX 076-433-3664
http://www.shaho-toyama.or.jp/

平成30年8月20日

【記事提供】日本年金機構中部地域部 / 全国健康保険協会富山支部
(富山・高岡・魚津・砺波年金事務所)

〈制作・印刷〉
株式会社富士印刷